

「同期会開催支援」規程

一般財団法人外苑会

一般財団法人外苑会(以下「外苑会」)は、都立青山高等学校の同じ卒業年の同期会開催につき以下の内容の支援を行うものとする。なお、記念開催への支援金支給は、同期会開催実績の少ない期を対象に活性化促進を目的として2026年度より新設された制度である。

1. 支援内容

(1) 支援金の支給

- ① 卒業後初めての開催・・・一律50,000円
- ② 2回目以降の開催・・・当該卒業年の年会費納入額(最長で直近5年分)の10%を支援金として支給(外苑会事務局にて算出)
- ③ 節目の記念開催で、かつ外苑会事務局長と担当理事1名が承認をしたもの(但し当該支援の利用は1期あたり1回限りとする)・・・一律100,000円

(2) 同期名簿の提供

要望に応じて外苑会に登録された当該同期全員の名簿、宛名シールを提供する

(3) 同窓会報・公式ホームページへの開催案内の掲載

要望に応じて毎年発行の同窓会報や公式ホームページ等にて同期会開催の案内を掲載する。

(4) 開催に向けてのサポート

店選び・案内レター作成・出欠確認方法等、開催に向けた手順に関しての相談に対し事務局がサポートする。

2. 上記支援を受けるための要件

- (1) 同期150人以上に開催を案内し、50人以上の参加が見込まれる同期会であること。開催時年度にて75歳以上の同期会では前述の人数の要件を満たしていなくても本支援の対象とする。
- (2) 当該同期会の代表者(原則、学年幹事)を含めた2名の会員が連名にて所定の申請フォームに必要事項を記入し、発送予定の開催案内状(またはメール)を添付の上で外苑会事務局長宛にメールまたはFAXにて申請する。
- (3) 外苑会から入手した個人情報、外苑会の「個人情報管理規程」に則り、本同期会開催にかかわる連絡以外の目的での利用は厳禁とする。
- (4) 同期会終了後、最新の住所などをまとめた同期名簿の外苑会事務局への提出(必須)※
※ 最新名簿の提出がない場合、次回以降の支援申請は出来ない。
- (5) 同窓会報への掲載のため、開催時写真の提供や開催報告の寄稿に協力する。

* 不明点や要望事項がございましたら外苑会事務局宛にメール(jimukyoku1@aokou.org)にてお知らせください。

* 外苑会の会員名簿管理上、メールアドレスの登録に注力しています。登録にご協力ください。